

『第9期上田市高齢者福祉総合計画』の概要

計画の趣旨・背景

「上田市高齢者福祉総合計画」は、少子高齢化の進展により一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者が更に増加することが見込まれる中、長寿社会にふさわしい高齢者福祉の構築に向けて取り組むべき目標及び施策を明らかにするための「高齢者福祉計画」（「老人福祉法第20条の8」の規定による）と、介護保険法の基本理念を踏まえ、要介護者等に対し提供が必要な介護サービス量のほか、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう地域支援事業の事業量及び費用を定める「介護保険事業計画」（「介護保険法第117条」の規定による）を一体化させた計画。

平成12年度の介護保険制度の開始以来、3年（5年）ごとに計画の見直し・策定を行い、令和2年度から令和5年度の計画を定めた「第8期上田市高齢者福祉総合計画」が今年度で終了となることから、第8期計画の達成状況及び目標数値等を検証するとともに、国から示される基本指針や県の計画等を踏まえながら、今年度「第9期上田市高齢者福祉総合計画」（令和6年度～令和8年度）を策定する。

【介護保険事業計画】

市町村介護保険事業計画（介護保険法117条）

●市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定める。[基本指針の構成]

●保険料の設定等

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

一 地域包括ケアシステムの基本的理念

- 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- 2 介護給付等対象サービスの充実・強化
- 3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
- 4 日常生活を支援する体制の整備
- 5 高齢者の住まいの安定的な確保
- 二 2025年及び2040年を見据えた目標
- 三 医療計画との整合性の確保
- 四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
- 五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業
- 六 介護に取り組む家族等への支援の充実
- 七 認知症施策の推進
- 八 高齢者虐待の防止等
- 九 介護サービス情報の公表
- 十 効果的・効率的な介護給付の推進
- 十一 都道府県による市町村支援並びに都道府県、市町村間及び市町村相互間の連携
- 十二 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進
- 十三 保険者機能強化推進交付金等の活用
- 十四 災害や感染症対策に係る体制整備
- 十五 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進
- 十六 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等

【高齢者福祉計画】

市町村老人福祉計画（老人福祉法20条の8）

- 市町村は、老人居宅生活支援事業及び福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定める。
- 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成する。

【第9期上田市高齢者福祉総合計画】

- 介護保険事業計画と高齢者福祉計画を、整合性を保ちながら一体的に策定するため、2つの計画を一体化させ、高齢者の福祉及び介護等に関する総合的な計画。
- 第9期計画期間：令和6年度～令和8年度（3年間）